

序 本書の目的と構成

目的／構成

..... 1

新しい行政不服審査法の全体像

..... 9

第1部

01 利便性の向上のために

..... 10

不服申立ての手續の審査請求への一元化／不服申立期間を60日から
3か月に延長／標準審理期間の設定／争点・証拠の事前整理手續の
導入／不服申立前置の見直し／争訟の1回的解決

第2部

02	公正性の向上のために	17
	審理員制度の導入／行政不服審査会等への諮問制度の導入／審査請求人の権利の拡充	
03	行政手続法による新たな救済手段の充実・拡大のために	23
	行政指導の中止等の求め／処分等の求め	
	行政不服審査法活用のポイント	25
04	審査請求の起こしかた	26
	審査請求はどの行政庁に提出すればいいか／審査請求はいつまでにすればいいか／審査請求書には何を書けばいいか／審査請求の受付はどのようにされるか／執行停止をとるには	
05	審理員審理の流れを知ろう	35
	審理員とはなにか／審理員による審理はどう進むのか／審理員に直接話を聞いてもらい、処分行に直接質問する（口頭意見陳述）／処分行が審理員に提出した書類を閲覧しよう／審査請求の審理はどの程度の期間が必要か／審理員審理の終結と審理員意見書／審理員による審理でない場合も多い	

第3部

06	まだ、行政不服審査会がある 行政不服審査会等への諮問とは／行政不服審査会ではどのような審議が行われるのか	49
07	国税関係 国税不服申立ての構造等／再調査の請求の手続／審査請求の手続	56
08	子ども・子育て支援法関係 うちの子が入園できない！／保育園入園の手続のあらまし／不服の理由／求める裁決について	74
09	生活保護関係 生活保護制度とは／生活保護を受けるための手続／給付の内容／審査請求の手続とポイント／審査請求についての特則	88
	個別分野における不服申立て	55

10	建築確認・開発許可関係	109
	開発事業を巡る法的係争の現状／建築審査会・開発審査会とは／審 理の実情／審査請求に共通する争訟要件を巡る論点／対象処分に關 する資料の入手の問題	
	審査請求にあたって主張すること	127
11	処分の違法（実体的違法）	128
	法律の条文の構造・要件と効果／効果裁量／要件裁量／事実認定／ 信義誠実の原則（信義則）への違反	
12	処分の不当	147
	「違法」と「不当」／審査請求の特質／処分の不当が主張される具体 的な事例	
13	行政手続法上の違法（手続的違法）、不作為の違法、教示の違法	153
	手続的違法とは／申請にたいする処分／不利益処分／不作為の違法 ／教示の違法	
14	裁決にたいする不服申立ての方法（行政不服審査法上の違法）	171

資 料

行政不服審査法 要綱

189

終 法化社会の実現に向けて

..... 181

私たちの生活と法化社会／私たちの権利と法化社会の確立のために
／市民の権利救済を支援する社会…法化社会の基盤形成のために／
そろそろ法を積極的に活用しませんか？

15 行政手続法における処分等の求め

..... 177

裁判に不満がある場合／原処分をとらえるか裁決をとらえるか／裁
決固有の瑕疵／原処分主義と裁決主義

処分等の求め／不作為についての審査請求との異同／行政庁が処分
を行わない場合の不服申立ての手段／条例に根拠を有する処分につ
いて